

# 育児短時間勤務制度の運用改正について

## 勤務形態

3時間55分×5日のみとしていたが、下記の勤務形態を追加

### 【1号:3時間55分×5日】 <現行>

日	月	火	水	木	金	土
週休日	3時間 55分	3時間 55分	3時間 55分	3時間 55分	3時間 55分	週休日

### 【2号:4時間55分×5日】 <<今回追加>>

日	月	火	水	木	金	土
週休日	4時間 55分	4時間 55分	4時間 55分	4時間 55分	4時間 55分	週休日

### 【3号:7時間45分×3日】 <<今回追加>>

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7時間 45分	週休日	7時間 45分	週休日	7時間 45分	週休日

### 【4号:7時間45分×2日+3時間55分×1日】 <<今回追加>>

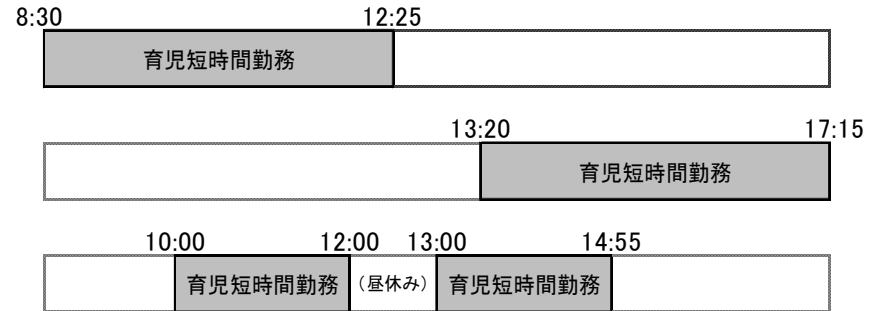
日	月	火	水	木	金	土
週休日	7時間 45分	週休日	3時間 55分	週休日	7時間 45分	週休日

※3号及び4号については、曜日指定も選択できる。

## 勤務時間帯

3パターンに限っていたが、希望する時間帯での勤務が可能  
 ※1日の勤務時間が3時間55分、4時間55分の場合に、午前8時30分  
 から起算して30分単位で勤務時間帯を請求することができる。

### (現行)



### (変更後) ※1日3時間55分の取得例



※昼休みは、原則休憩時間とするが、職員が希望する場合は当該時間を勤務時間とすることができる。